



1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。 この改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後の所得税について適用されます。

(2) 改正の内容

イ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次ページの【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

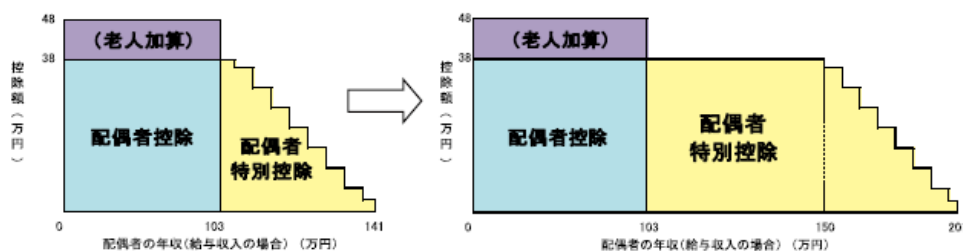
また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、その控除額が次ページの【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

〔改正前〕

※配偶者特別控除について居住者の所得制限あり

〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について居住者の所得制限あり
(図は居住者の合計所得金額が 900 万円以下の場合)



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,903,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	123 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

(注) 合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

国税庁のリーフレットより抜粋

SATO'S NEWS LETTER

2017 年 11 月号
(No.96)

CONTENTS

- 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し P.1
- 助成金情報 P.2
- 未払賃金等と付加金 P.3
- ハローワーク スカウトサービス P.4
- スタッフ紹介 P.4

11 月の社会保険労務と税

11 月 10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

11 月 30 日

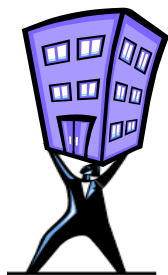
- 個人事業税の納付
- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 外国人雇用状況の届出

公式 Facebook ページ開設



いいね！

助成金情報



キャリアアップ助成金をご存じですか？

契約社員、パートタイマー、派遣社員等を正社員または無期雇用に転換、もしくは直接雇用した場合に助成金（キャリアアップ助成金）を申請することができます。

非正規労働者を「正規雇用等に転換」した場合に助成対象

※正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含む

No	区分	支給額／一人あたり
		左：基本額／右：生産性向上要件、()内は大手企業
①	有期雇用→正規雇用	57万円／72万円 (42万7500円／54万円)
②	有期雇用→無期雇用	28万5,000円／36万円 (21万3,750円／27万円)
③	無期雇用→正規雇用	28万5,000円／36万円 (21万3,750円／27万円)

※対象者が母子家庭の母、父子家庭の父の場合、またその他条件の場合

1人当たり①の場合 95,000円／12万円

②③の場合 47,500円／60,000円それぞれ加算されます。

※人材派遣から雇用した場合

①・③の場合は 28万5,000円／36万円加算されます。

※勤務地・職務限定社員制度を新たに規定した場合

①③は、1事業所当たり 95,000円／12万円(71,250円／90,000円)加算されます。



$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

■生産性要件 直近の会計年度における「生産性」が
 ①その3年度前に比べて6%以上伸びていること または
 ②その3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること※
 ※②については、金融機関から一定の事業評価を得ていること

未払賃金等と付加金

Q 退職した元従業員から未払いの残業代の請求と同時に、同額の付加金の請求を求められました。

付加金とは何でしょうか？支払義務があるのでしょうか？

A 付加金とは、労働基準法違反に対する一種の罰金に相当します。労基法第114条は、次の①～④の賃金等が支払われなかった場合に、労働者の請求により、これらの未払金とは別に、「同一額の金員（付加金）」の支払いを命じる権限を、裁判所に認めています。



- ①解雇予告手当（第20条）
- ②休業手当（第26条）
- ③時間外、休日出勤、深夜業の割増賃金（第37条）
- ④年次有給休暇の期間又は時間の賃金（第39条）

したがって、付加金は、あくまでも、労働者が裁判を通じて付加金を請求し、かつ、裁判所が付加金の支払を命じた場合に、はじめて使用者である会社に支払義務が生じるものです。労働者が直接会社に付加金を請求したからといって支払義務が生じるわけではありません。

付加金の支払いを命じるか否か、命じる場合に未払金と同一額とするのか減じた額とするかは、裁判所の裁量によると解されています。近年の裁判例からも、付加金の支払命令が出るのは、裁判所が悪質であると判断した場合と考えられます。

なお、付加金の額は、未払額と同額とされることが多いのですが、①管理監督者性が争われた場合②未払額が高額な場合③未払いが悪質でないと評価された場合は、減額されることもあります。ただし、管理監督者性が認められて時間外割増の請求は認められなかった場合でも、深夜業に対する割増賃金と同額の付加金の支払を命じられた裁判例もあります。

実際に裁判に至るケースは多くないと思われますが、未払金だけでなく、付加金の支払いを命じられるリスクもあることは、経営者も労務管理の担当者も留意しておく必要があるでしょう。

【近年の裁判例の傾向】

付加金認容割合	裁判例 ※は管理監督者性が争われた事件	
100%	× 社賃金請求時間 ※	東京地判 平 24.1.27
100%	阪急トラベルサポート事件	東京高判 平 24.3.7 ほか
100%	ピュアルネッサンス事件 ※	東京地判 平 24.5.16
100%	イーライフ事件	東京地判 平 25.2.28
50%	九九プラス事件 ※	東京地立川支部判 平 23.5.31
61.7%	ロア・アドバタイジング事件 ※	東京地判 平 24.7.27
30%	税理士法人職員割増賃金等請求事件 ※	東京高判 平 23.12.20
30%	コナミスポーツクラブ事件 ※	東京地判 平 29.10.6
付加金を認めない	財団法人 Y 事件 ※	東京地判 平 23.7.26
"	日本機電事件 ※	大阪地判 平 24.3.9
"	プレナス「ほっともっと」事件 ※	静岡地判 平 29.2.17

お役立ち情報

広島ハローワークが提供するスカウトサービス「ツナガル」

●「ツナガル」とは、

匿名でプロフィールを登録した求職者の情報を公開し、企業からハローワークを通じて無料でスカウトできるサービスです。

●【サービス登録者】

広島わかものハローワーク・広島新卒応援ハローワークで求職登録している、新卒～45歳未満の求職者

●【スカウトの方法】

①求人票を提出

正社員求人に限ります。新卒者をスカウトする場合は大卒等求人票の提出が必要です。

②登録者一覧を閲覧

広島わかものハローワークのホームページで登録者一覧を公開しています。

10月1日現在、登録者は約120名。職種・月収・休日・勤務時間等の希望条件・資格・自己アピールを参考に、スカウトしたい登録者を探します。1求人あたり10人までリクエストできます。

③リクエストシートを提出

スカウト対象者が決まったら、「リクエストシート」に記入の上、広島わかものハローワーク・広島新卒応援ハローワークへご連絡ください。

求職情報公開サービス ツナガル 登録者一覧表									
ツナガル ID 番号	公開番号	希望職種1			免許・資格・特技	アピールポイント	専門知識・技能、職力の得意 専攻・アピールポイント（2）	その他特記事項 アピールポイント（3）	応募の経緯 (アドバイザー）
		希望職種2							
		希望職種1	希望職種2	希望職種3					
34520・34521		希望職種1				私の大きな強みは...です。 ...は、...を...で...しています。10年間の経験を活かして...したいです。 ...は、...を...で...しています。10年間の経験を活かして...したいです。 ...は、...を...で...しています。10年間の経験を活かして...したいです。	希望職種1 専攻計 ・ 希望職種2 専攻計 ・ 希望職種3 専攻計	分類 可成り5年3ヶ月 大学卒業 学歴：現学歴	所属
		希望職種2							
		希望職種3							
		希望職種4							
		希望職種5							
		希望職種6							
		希望職種7							
		希望職種8							
		希望職種9							
		希望職種10							
		希望職種11							
		希望職種12							
		希望職種13							
		希望職種14							
		希望職種15							
		希望職種16							
		希望職種17							
		希望職種18							
		希望職種19							
		希望職種20							
		希望職種21							
		希望職種22							
		希望職種23							
		希望職種24							
		希望職種25							
		希望職種26							
		希望職種27							
		希望職種28							
		希望職種29							
		希望職種30							
		希望職種31							
		希望職種32							
		希望職種33							
		希望職種34							
		希望職種35							
		希望職種36							
		希望職種37							
		希望職種38							
		希望職種39							
		希望職種40							
		希望職種41							
		希望職種42							
		希望職種43							
		希望職種44							
		希望職種45							
		希望職種46							
		希望職種47							
		希望職種48							
		希望職種49							
		希望職種50							
		希望職種51							
		希望職種52							
		希望職種53							
		希望職種54							
		希望職種55							
		希望職種56							
		希望職種57							
		希望職種58							
		希望職種59							
		希望職種60							
		希望職種61							
		希望職種62							
		希望職種63							
		希望職種64							
		希望職種65							
		希望職種66							
		希望職種67							
		希望職種68							
		希望職種69							
		希望職種70							
		希望職種71							
		希望職種72							
		希望職種73							
		希望職種74							
		希望職種75							
		希望職種76							
		希望職種77							
		希望職種78							
		希望職種79							
		希望職種80							
		希望職種81							
		希望職種82							
		希望職種83							
		希望職種84							
		希望職種85							
		希望職種86							
		希望職種87							
		希望職種88							
		希望職種89							
		希望職種90							
		希望職種91							
		希望職種92							
		希望職種93							
		希望職種94							
		希望職種95							
		希望職種96							
		希望職種97							
		希望職種98							
		希望職種99							
		希望職種100							

求職情報公開サービス ツナガル リクエストシート			
FAX		公開番号が34490で始まる方へのアプローチ希望は：広島新卒応援ハローワーク FAX番号 082-225-0381 公開番号が34520で始まる方へのアプローチ希望は：広島わかものハローワーク FAX番号 082-542-5310	
事業所名称	担当者氏名	連絡先	
採用検討職種	対象求人番号	希望ハローワークに求人を出している職種についてアプローチを希望される場合は、ハローワーク担当者にご連絡ください。	
アプローチ希望 公開番号	アプローチを希望したポイント	対象者へのメッセージ等	

求人者の皆様へ「ツナガル」

http://hiroshima-roudoukyoku.jisite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/kanren_shisetsu/hirowaka/kyuujinwa/tsunagaru-kyujinsya.html

人事労務ニュース

●賃上げ企業に法人税減税検討 政府方針

経済財政諮問会議において、来年の春季労使交渉をめぐり「3%の賃上げの実現」を経済界に要請した。政府は今後、賃上げの後押し策として3%程度の賃上げを実現した企業を対象に、法人税の実効税率を25%程度（現在は29.97%）とすることなどを検討。具体的な減税方法について税制改正大綱に盛り込むことを目指すとしている。

●「賃上げで人材確保」 66.1%の中小企業が賃上げを実施

政府税制調査会において、所得税の負担を軽くする控除方式の見直しの検討が始まった。相対的に高所得層ほど税負担が軽くなる現行の所得控除を見直し、低所得層の税負担を軽減する「税額控除」を導入すること等について意見交換が行われた。今後議論を深め、来年度の税制改正大綱への明記を目指す。

スタッフ紹介



松本 静香
(まつもと しずか)
血液型：O型
趣味：フォトアルバム作り

今年の6月に入社し、社会保険手続きを主に担当しております。
前職の経験を生かし、さらに新しいことにも挑戦しながら、日々奮闘しております。
丁寧かつスピード感のある仕事を心がけています。
今後とも、よろしくお願いいたします。



社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00

電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983